

○松山市就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施行細則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 25 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 48 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可)

第 3 条 法第 17 条第 1 項の規定により，幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする者は，幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書の提出があった場合は，内容を審査の上，認可又は不認可を決定し，幼保連携型認定こども園設置認可決定通知書（第 2 号様式）又は幼保連携型認定こども園設置不認可決定通知書（第 3 号様式）を申請者に交付するものとする。

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可)

第 4 条 法第 17 条第 1 項の規定により，幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可を受けようとする者は，幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第 5 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書の提出があった場合は，内容を審査の上，認可又は不認可を決定し，幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可決定通知書（第 6 号様式）又は幼保連携型認定こども園廃止（休止）不認可決定通知書（第 7 号様式）を申請者に交付するものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可)

第 5 条 法第 17 条第 1 項の規定により，幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けようとする者は，幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第 8 号様式）

に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、認可又は不認可を決定し、幼保連携型認定こども園設置者変更認可決定通知書（第 9 号様式）又は幼保連携型認定こども園設置者変更不認可決定通知書（第 10 号様式）を申請者に交付するものとする。

（検査証票）

第 6 条 法第 19 条第 2 項に規定する証明書は、第 11 号様式によるものとする。

（幼保連携型認定こども園の園長の設置）

第 7 条 法第 26 条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 203 号）第 4 条の規定により読み替えて準用する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 10 条の規定による届出は、必要書類を添えて幼保連携型認定こども園園長設置届出書（第 12 号様式）により行うものとする。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定）

第 8 条 法第 4 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けようとする者は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書（第 13 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、認定又は却下を決定し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定決定通知書（第 14 号様式）又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定却下決定通知書（第 15 号様式）を申請者に交付するものとする。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の辞退又は休止）

第 9 条 松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 28 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退（休止）届出書（第 16 号様式）により行うものとする。

（認定こども園変更届出書）

第 10 条 法第 29 条第 1 項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「省令」という。）第 15 条第 2 項の規定による届出は、認定こども園変更届出書（第 17 号様式）により行うものとする。

(軽微な変更)

第11条 省令第28条第1号の市長が定める数は、幼稚園型認定こども園（条例第3条第1号ア又はイ（イ）に該当するものに限る。）及び地方裁量型認定こども園にあっては、10又は法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員に同項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さい数とする。

(運営の状況の報告)

第12条 省令第29条の報告書は、認定こども園運営状況報告書（第18号様式）によるものとする。

2 省令第29条の市長の定める日は、毎年5月末日（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を辞退した者にあつては当該認定を辞退した日から起算して30日以内、幼保連携型認定こども園を廃止した者にあつては当該廃止した日から起算して30日以内）とする。

3 省令第29条第2号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員配置に関すること。
- (2) 職員資格に関すること。
- (3) 施設設備に関すること。
- (4) 教育及び保育の内容に関すること。
- (5) 保育者の資質向上等に関すること。
- (6) 管理運営等に関すること。

4 省令第29条第3号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育の目標並びに主な内容に関すること。
- (2) 子育て支援事業に関すること。
- (3) 園児の1日の活動内容
- (4) 利用料
- (5) 学級数

(教育及び保育の内容の要件)

第13条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標

ア 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）に

おける教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

イ 認定こども園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

ウ 認定こども園は、イの教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

(2) 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次に掲げる事項について特に配慮しなければならない。

ア 認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開すること。

イ 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する能力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画

ア 認定こども園における教育及び保育については、第2号に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。

イ 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画（以下「指導計画」という。）を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

（ア）教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児がいることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

（イ）共通利用時間における第1号ウの教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

（ウ）家庭及び地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定する等の工夫をすること。

（エ）受験等を目的とした単なる知識又は特別な技能の早期獲得のみを目指す早期教育となることのないように配慮すること。

（4）認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具及び教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては、特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともにより良い教育及び保育の環境を創造すること。

(5) 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。この場合において、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図ること。

ウ 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安又は動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることを考慮し、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。この場合において、楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なること及び睡眠時間は子どもの発達の状況及

び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるようにすること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合において、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

ケ 教育活動及び保育活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。この場合において、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての子どもについて指導要録（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料を小学校等へ送付することにより、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

（保育者の資質向上等）

第14条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、次に掲げるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自ら資質の向上に努めるとともに、子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性を向上させること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るための日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に要する時間を確保するため、午睡の時間又は休業日の活用、非常勤職員の配

置等，様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長及び職員に対する当該認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し，実施するとともに，その研修の機会を確保できるよう，勤務体制の組立て等に配慮すること。

(5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長は，当該認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用する調整能力を向上させること。

(子育て支援事業)

第15条 条例第10条第2項の規則で定める事項は，次のとおりとする。

(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し，子育て相談，親子の集いの場の提供等を通して，保護者の子育てを自ら実践する能力の向上を積極的に支援すること。

(2) 保護者が子育てに関し認定こども園の利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

(3) 地域の子育てを支援する団体等と連携し，地域の人材及び社会資源を活用すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第48号）

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日規則第27号）

この規則は，平成31年4月1日から施行する。